

## 令和4(2022)年度の年次評価の進め方について

### 1. 背景

エコチル調査の実施状況の評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく環境省の政策評価や、独立行政法人通則法の規定に基づく国立環境研究所における業務実績評価などを含め、重層的に実施している。

企画評価委員会では、こうした評価体系の中で、環境省及び実施機関が一体となった事業として、エコチル調査全体について、第三者的な観点から評価を行うこととしている。

その中で、今後、学術論文の発表や国民に対する情報発信など、調査成果の社会還元をより一層推進する時期を迎えるため、エコチル調査の評価を行う上では、これらの取組についてより重点的に、情報収集や評価を実施することが重要となる。

このような背景を踏まえ、令和元年度より、エコチル調査評価ワーキンググループを拡充し、以下の新たな評価方法を取り入れ、令和元年度の年次評価を実施した。

- ・アウトリーチ活動を重点的に評価
- ・ユニットセンターにおける論文執筆状況について評価
- ・第2回評価WGにおいて関係機関からヒアリングを実施

令和2年度～令和3年度は、各実施機関の自己点検、実地調査(Web ヒアリング)の結果等に基づき、エコチル調査の取組や個人情報の管理状況等に関する評価を引き続き継続した。評価に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止により、エコチル調査では学童期検査や詳細調査等を一時的に中止するなど大きく諸活動が制限されたこと、また、ユニットセンターの中には令和2年7月豪雨によって被災した地域もあったことを踏まえ、こうした状況の影響も考慮した。

令和4年度は、各実施機関の自己点検、実地調査の結果等に基づき、エコチル調査の取組や個人情報の管理状況等に関する評価を引き続き継続する。また、「参加者の調査参加へのモチベーション維持」や「質問票回収率の維持・向上」、「成果の社会還元」といったエコチル調査の課題に応じて、評価指標を追加し評価を行う。なお、評価に当たっては、各地域における新型コロナウイルスの感染状況及び調査の進捗への影響等を引き続き考慮する。

### 2. 年次評価の主な方法

#### (1) 実地調査

令和3年度までと同様に、実地調査チェックリストに基づき、コアセンターと環境省が連携して、個人情報管理の状況、データ利用及び成果発表のルール of 順守状況等を確認する。その際、各ユニットセンターの負担や公平性に留意し、通年において評価可能である項目等について実地調査を実施することとする。

なお、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、必要に応じ、Web 会議システムを用いた調査を実施する。

#### (2) 評価書案の検討

事前に、環境省及び各実施機関は自己点検を実施し、実地調査結果や自己点検結果を踏まえ、評価書案を作成した上で、評価ワーキンググループにおいて審議する。

### 3. 評価の視点について

令和4年度の年次評価については、令和3年度に引き続き、以下の視点から調査実施機関を評価し、また、ユニットセンターの総合評価を実施することとしてはどうか。

#### <評価の視点>

- フォローアップの進捗状況等
- 長期的なフォローアップに向けた準備状況  
(遺伝子解析の準備を含む【新規提案】)
- 学童期検査、詳細調査の実施状況
- 個人情報管理の状況
- データ利用及び成果発表のルールの順守状況
- 研究(追加調査等)の体制及び実績
- 調査結果に関する広報活動の状況
- 環境政策・施策への反映
- コミュニケーション活動(リスクコミュニケーション・アウトリーチ活動等を含む)
- 学術論文の発表状況
- 調査実施のための組織体制の妥当性
- その他(令和3年度年次評価書を受けての取組状況)

#### <ユニットセンターの総合評価指標>

- 基礎的な要素として、現参加者率、質問票回収率などのフォローアップ状況の評価
- 加点要素として、
  - ・ PDCAの観点を踏まえた「参加者の調査参加へのモチベーション維持」や「質問票回収率の維持・向上」の取組(ユニットセンターの互選を踏まえた評価)
  - ・ PDCAの観点を踏まえた「成果の社会還元」に係る取組(コミュニケーション活動、アウトリーチ活動等)(ユニットセンターの互選を踏まえた評価)
  - ・ エコチル調査の研究成果や活動に対する学会等からの表彰・褒章
- さらに、
  - ・ 学術論文の執筆状況に係る取組状況(ユニットセンターの互選を踏まえた評価)
- エコチル調査ルールの遵守及び個人情報の管理状況等の評価

### 4. その他

学童期検査・詳細調査の実施率については、地域によって対象人数が異なること、また、新型コロナウイルスの感染状況及び調査の進捗への影響等が地域によって大きく差異があることから、令和3年度に引き続き令和4年度も総合評価の対象とはしない。

令和3年度においては、PDCAの取組について、ユニットセンターの互選を踏まえ、加点要素として評価した。令和4年度の評価に当たっては、引き続きPDCAの考え方に基づくとともに、ユニットセンターの互選により、「参加者の調査参加へのモチベーション維持」や「質問票回収率の維持・向上」に係る取組に優れたユニットセンター、「成果の社会還元」に係る取組に優れたユニットセンターをそれぞれ選出し、当該ユニットセンターの評価への加点要素とする。